

平成27年10月

建設コンサルタント賠償責任保険 団体募集のご案内

〈重要〉

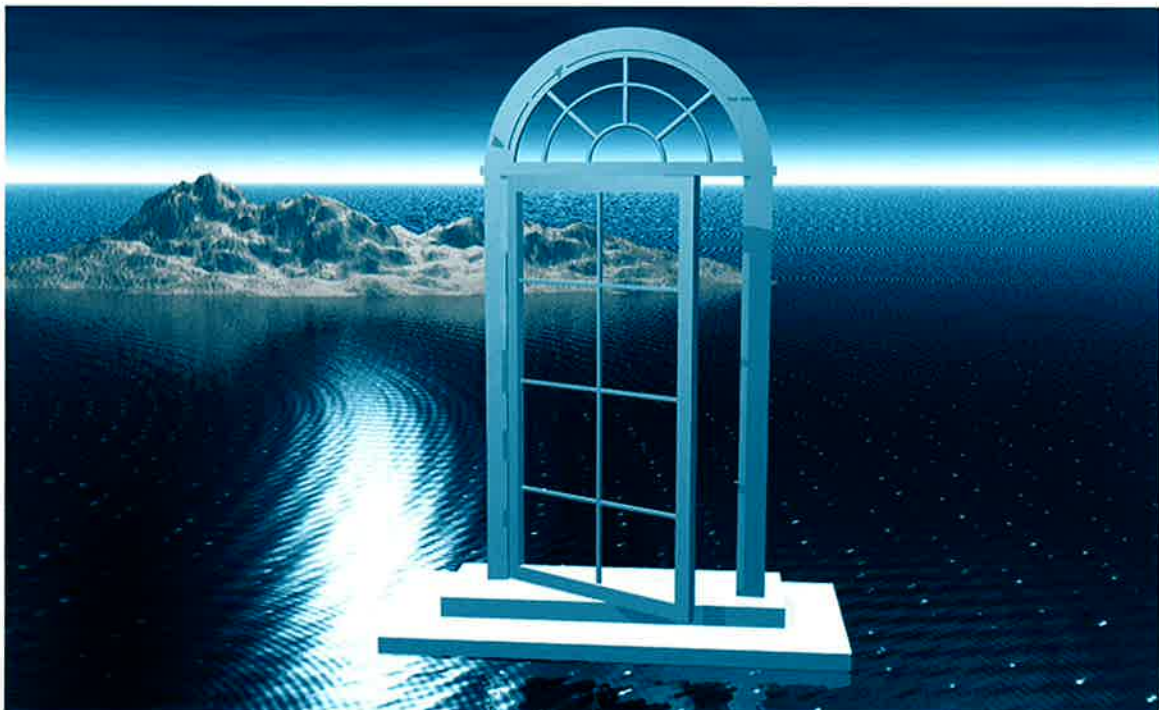
建設コンサルタント賠償補償制度において、以下の制度改定があります。

本パンフレットに加えて、別冊の制度改定説明資料についても必ずご確認ください。

＜平成26年10月1日以降に保険金をご請求されたご加入者様を対象とした改定＞

平成27年10月1日始期契約から『保険金お支払い事故の有無による割増引制度』『ご契約内容(「自己負担」「保険金額縮小支払割合)』の改定があります。

- ◎土壌汚染対策法に対応し、地質調査業務には「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」が含まれます。
- ◎当制度では、保険料算出の基礎となる売上高（現況報告書に基づきます）には、消費税相当額を含めてご申告をしていただくこととなっております。
- ◎測量業務担保条項を含めてご加入いただきますと、「測量業務を単独で受託した業務」も対象となります。



建設コンサルタンツ協同組合

中小企業コンサルタントの社会的使命達成と
組合員の業績の向上を図る建コンコープ

はじめに

平素は、当組合活動につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、公共事業の縮減や「公共土木設計業務等標準委託契約約款」の策定による賠償責任の明確化など、建設コンサルタントを取り巻く環境はますます厳しくなってきました。とりわけ、企業活動に伴う「リスク」は国民の権利意識の高まりや業務に対する自己責任という点から、経営に大きく影響を与えるようになってまいりました。

つまり、万一不測の事故等を生じた場合、これに対して責任を持って対処できる態勢を整えておくことは建設コンサルタントの責任であるといえます。

そこで、平成 10 年 10 月より当組合におきまして、「建設コンサルタント賠償責任保険」を導入いたしました。この制度の趣旨は、企業が背負うリスク軽減と自立化により、企業責任の完遂が発注者への信頼を高めるだけでなく、建設コンサルタントの社会的評価の高揚のためにも重要な制度と思っております。また、今後の公共事業などの円滑な遂行のために、この制度の活用が重視されていくものと考えられます。平成 23 年度より「測量特約」が新設されました。この特約を含めてご加入いただきますと、これまで対象外であった「単独で受託した測量業務」も対象とすることができますので、未採用の組合員さまにおかれましては、この機会に、是非ご検討のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

〈目 次〉

◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特徴	2 ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の内容	3 ページ
◎ 保険期間とお支払いする損害の関係	6 ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の加入方法	7 ページ
◎ <重要> 保険のご利用状況ごとのフローチャート.....	10 ページ
◎ <過去に事故なしまたは旧制度で事故ありのご加入者様用> 「保険金お支払事故による割増・割引制度」について	11 ページ
◎ <過去に事故なしまたは旧制度で事故ありのご加入者様用> 保険金額・免責金額（自己負担額）別基本保険料表.....	12 ページ
◎ 一時払の概算保険料	13 ページ
◎ <新制度で事故ありのご加入者様用> 「保険金お支払事故による割増・割引制度」について	14 ページ
◎ <新制度で事故ありのご加入者様用> 保険金額・免責金額（自己負担額）別基本保険料表.....	15 ページ
◎ お支払いいただく保険料の計算	16 ページ
◎ 加入依頼書の記載例	18 ページ
◎ 保険期間の途中で加入・保険金額変更する場合	19 ページ
◎ 事故が発生した場合の手続き	20 ページ
◎ お支払いする保険金の額と支払先	22 ページ
◎ 事故連絡票	23 ページ
◎ 共同保険に関するご説明、他	24 ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険約款集	26 ページ

◎建設コンサルタント賠償責任保険の主な特徴

【 特 徴 】

1. 建設コンサルタント（国土交通省登録）の成果物の瑕疵によって生じた賠償事故を対象とする「**建コンコープ組合員のための賠償責任保険**」です。

※国土交通省の「建設コンサルタント登録制度」に登録されている会員を対象とします。

2. 「**土木設計業務**」を対象としますが、国土交通省登録をしている場合「**地質調査業務**」や「**単独の測量業務**」を含めることも可能です。

3. 建コンコープが契約者となる団体契約です。

4. 保険料は**全額損金処理**^(※)することができます。

(※) 今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

5. **年間包括方式**のため、受注ごとの報告が不要で手間がかかりません。保険の手配もれもありません。

6. 事業所が複数ある場合でも、**本社で一括して**加入することができ、保険料も割安です。

7. 求償権放棄による補償の拡大

下請負人の成果物に瑕疵があり、加入者の賠償責任として保険金をお支払いした場合、保険会社は保険金相当額の返還を下請負人に請求することができますが、発行済株式総数の50%超を加入者が所有している場合には、保険会社は求償権を放棄いたします。(建設コンサルタント業務追加条項第8条)

8. 地質調査業務には「**土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務**」が含まれます。

平成15年2月に施行の土壌汚染対策法に対応し、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」を地質調査部門に含め、その成果物の瑕疵による損害賠償責任を補償します。ただし、保険金額（てん補限度額）は、保険証券記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

◎建設コンサルタント賠償責任保険の内容

補償の内容

加入者が、日本国内で行う「土木設計業務」・「地質調査業務(注)」・「測量業務(注)」に際し、発注者に提出した成果物の瑕疵によって、加入者が発注者または第三者から法律上の損害賠償責任(※1)、(※2)を請求された場合における損害を保険金としてお支払いします。

(注) 地質調査業務を含めてご加入される場合のみ、対象となります。

(※1) 設計業務委託契約書に「瑕疵担保」に関する記載がない場合は、原則として、民法の『請負人の担保責任(民法634条)』『請負人の担保責任の存続期間(民法637条)』：瑕疵担保期間は成果物引渡しから1年以内等に基づき、法律上の損害賠償責任の有無が判断されます。

(※2) 法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは保険金のお支払対象となりません。法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。

対象となる業務

(1) 日本国内の土木構造物に関する設計業務(土木設計業務)を対象とし、施工管理業務は除きます(ただし、施工管理業務の中で発注された設計業務については対象となります。)

※土木設計業務の中には、廃棄物処理施設、汚水・排水処理施設の設計業務も含まれます。

(2) 土木設計業務には建築物の設計業務は含みませんが、例外として業務の対象である土木構造物に従属関係にある建物(機械棟、管理棟など)の設計は対象とします。(機械設備・電気設備の設計の瑕疵も含まれます。)

(3) 建設コンサルタント登録とあわせ「地質調査登録規程」に基づいて地質調査業務を国土交通省に登録している会員は、地質調査業務も保険の対象とすることができます。地質調査業務とは地質または土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務であり、建築物施工のために実施する地質調査を含みます。

※地質調査業務には、地下埋設物調査業務、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画も含まれます。

「危険度判定の概観調査業務」は除きます。なお、土木設計業務契約に含まれて発注された場合は、土木設計業務とみなします。

(4) 測量業務を含めてご加入された場合、次の①～④のような単独で受託した測量業務も保険の対象となります。

①基本測量(測量法第4条)、②公共測量(測量法第5条)、③基本測量および公共測量以外の測量(測量法第6条)、④局地的測量または高度の精度を必要としない測量(測量法施行令第1条)

※土木設計または地質調査業務の一部として行った測量業務(単独でない)の場合は、これまでどおり対象となります。

対象となる成果物

(1) 「土木設計業務」の成果物

加入者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計書類

※保守点検調査、危険度判定の概観調査等を含む、いわゆる調査業務報告書類は除きます。

(2) 「地質調査業務」の成果物(地質調査業務を含めてご契約の場合)

加入者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書、地下埋設物調査報告書

(3) 「測量業務」の成果物(測量業務を含めてご契約の場合)

加入者と発注者との契約の目的となった測量調査報告書

お支払いの対象となる損害の例

各社様へ

(1) 「発注者」に対する賠償責任

- ①土木構造物の施工中または完成後に設計の瑕疵が発見され、構造物を手直ししたり補強工事等
をしなければならなくなった場合の施工費用。
- ②設計の瑕疵により土木構造物の強度が不足し、手直しや補強工事等が必要となった場合の追加工事
のための設計費用。

(2) 「第三者」に対する賠償責任

- ①設計の瑕疵により強度不足となった土木構造物が壊れ、近くにいた第三者が負傷または死亡し
た。(施工中および完成後)
 - 死亡事故の場合、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等をお支払いします。傷害事故の場合、被害者
の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等をお支払いします。
- ②設計の瑕疵により崩壊した土木構造物によって、隣接する住宅が損壊した。(施工中および完成
後)
 - 被害財物の修理費、再調達費用等をお支払いします。
※ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超
えない範囲でお支払いします。
- ③設計の瑕疵により施工中の土木構造物が壊れ、作業中の建設業者の従業員が負傷または死亡し
た。
 - *地質調査業務を含め加入した場合には、上記の例に加えて地質調査報告書の瑕疵による賠償事
故も対象となります。

※地質調査業務には「土壌・地下水汚染状況調査・汚染処理計画業務」が含まれます。

土壌・地下水汚染状況調査・汚染処理計画業務に基づき業務の委託者に引き渡した成果物に起因して、業務の対象となった土地の土壌に汚染物質が残存したことにより、被保険者が次の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①業務の対象となった土地の土壌内に残存する汚染物質の除去・浄化に要する費用が発生したことによって生じる賠償責任
- ②業務の対象となった土地の土壌内に残存する汚染物質の除去・浄化工事遂行のために当該土壌上の建築物および土地工作物を取壊し・再建築または移設が不可避の場合において、当該取壊し・再建築工事に要する費用その他工事に起因する費用が発生したことによって生じる賠償責任

お支払いできない主な事由

- (1) 加入者が業務を行う施設・設備に起因して生じた賠償責任
- (2) 航空機・昇降機・車両に起因して生じた賠償責任
- (3) 加入者またはその使用人の犯罪行為による賠償責任（過失犯を除きます。）
- (4) 無体財産権（漁業権・水利権など）の侵害によって生じた賠償責任
- (5) 騒音・振動またはじんあいに起因して生じた賠償責任
- (6) 環境に与えた損失による賠償責任
- (7) 景観が不良であるとの申立てに基づく賠償責任
- (8) 測量単体の業務として受託した場合、測量の過誤または測量不足に起因して生じた事故（測量業務担保条項未付帯の場合）
※ただし、土木設計または地質調査業務の一部として行った測量に瑕疵があり、土木設計・地質調査業務の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は保険金を支払います。
- (9) 業務の成果物そのものの修補または再作製に要する費用に係わる賠償責任
ただし、成果物（設計）の瑕疵により土木構造物の強度が不足し補強工事等が必要となった場合などの追加工事に係わる設計費用については保険金を支払います。
- (10) 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因して生じた賠償責任
- (11) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議等に起因して生じた賠償責任
- (12) 地震・噴火・津波に起因して生じた賠償責任
- (13) 排水または排気（煙を含みます）によって生じた賠償責任
- (14) 過大設計により生じた賠償責任
- (15) 保守点検調査、危険度判定概観調査等を含む調査業務報告書類の瑕疵によって生じた賠償責任
ただし、土木設計の一部として行った調査業務に瑕疵があり、土木設計の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は、保険金を支払います。
- (16) 測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任（測量業務担保条項付帯の場合）
- (17) 履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任（測量業務担保条項付帯の場合）

など

※ 26 P以降に記載の「賠償責任保険普通保険約款」「賠償責任保険追加条項」「建設コンサルタント業務特約条項」「測量業務担保追加条項」にある「(保険金を支払わない場合)」を併せてご確認ください。

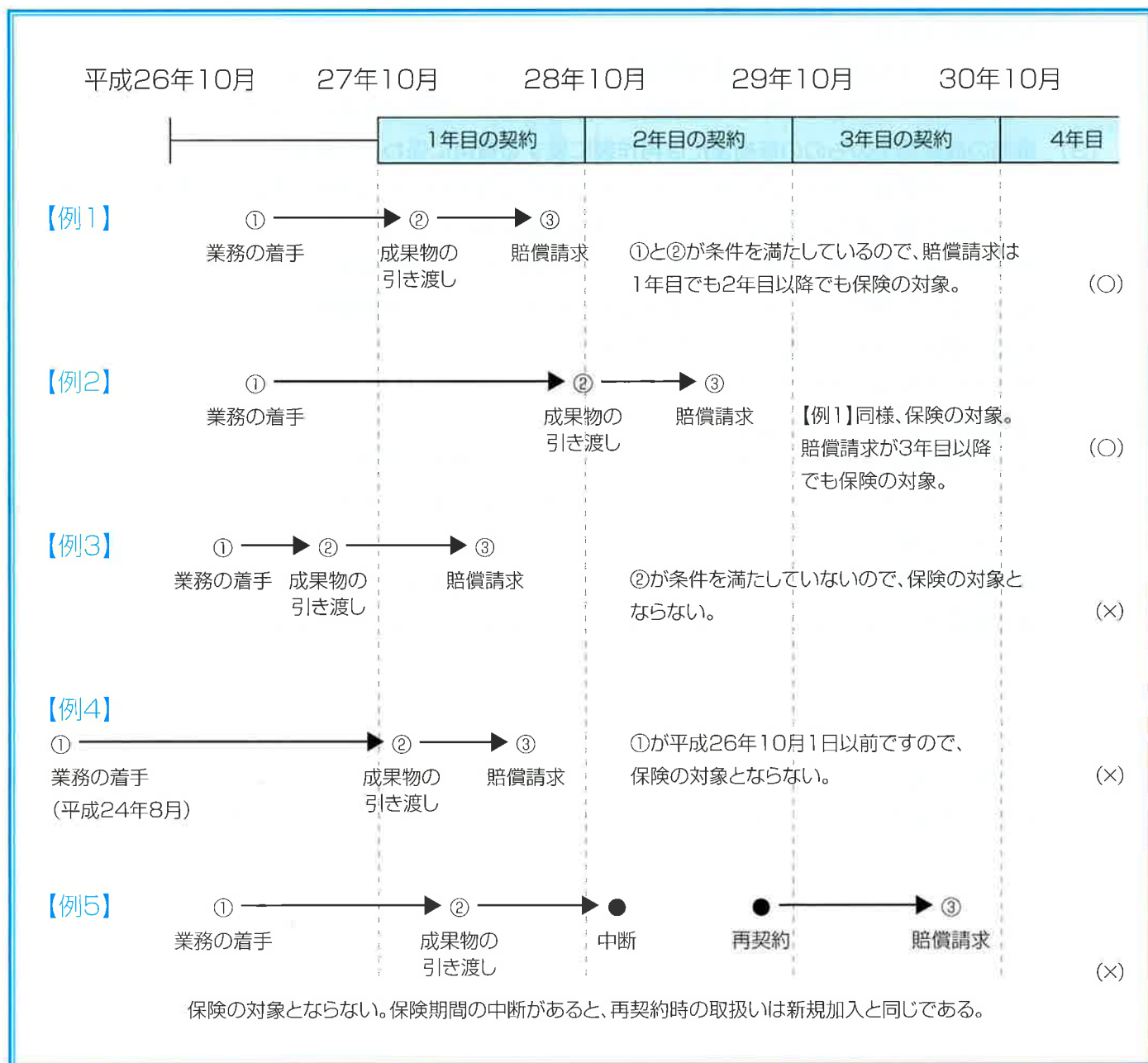
◎保険期間とお支払いする損害の関係

賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

保険期間 平成27年10月1日（午後4時）より1年間

(1) 新規ご加入の場合

保険の対象となる業務は、平成26年10月1日以降に着手し、かつ平成27年10月1日以降に業務の発注者に成果物（設計書類）を引き渡すことになっている業務が対象となります。また、次年度以降引き続き加入すれば、今回対象になった業務についても、次年度以降の保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、保険金の支払対象になります。



(2) ご継続の場合

例えば平成18年10月1日に新規ご加入されて以降継続されている場合には、平成17年10月1日以降に業務に着手し、平成18年10月1日以降に引き渡された成果物の瑕疵も保険の対象となります。

◎建設コンサルタント賠償責任保険の加入方法

契約方式

建設コンサルタント賠償責任保険は、建設コンサルタンツ協同組合（建コンコープ）が契約者となり、ご加入を希望する会員を加入対象者とする団体契約方式です。

募集期間 平成27年9月18日（金）まで

9月18日（金）までに、保険の加入依頼書を取扱代理店（株）アールアンドディ セキュリティまで返信用封筒によりご郵送いただくようお願いします。その際、加入依頼書の写しを1枚作成し、加入者控として保管してください。

保険料の払込期限 平成27年9月18日（金）まで

9月18日（金）までに、着金するよう手配をお願いします。

保険料の払込方法

※一時払と分割払（10分割）をご用意しています。

ご継続加入される場合でも、一時払契約では年間保険料を、分割払契約では1回分保険料のお払込をお願いいたします。

保険料の振込手数料は各社で負担をお願いします。

【分割払をご希望の場合】—毎月10日引き落としとなります—

①同封の口座振替依頼書を作成のうえ、加入依頼書と一緒に返信用封筒にて取扱代理店へご返送ください。

②初回1回分を送金してください。2回目以降は指定口座からの引き落としとなります。

（11月以降順月で最終月は7月）

2回目以降の払込期日は、毎月末日になっておりますので、指定口座から引き落としができない場合は、別途お振り込みをお願いいたします。

払込期日に払い込まなかった場合、この保険契約は、その払込期日より効力を失います。

保険料の振込先

保険料の振込手数料は各社でご負担をお願いします。

三井住友銀行 麻布（アザブ）支店 普通口座 0596838
口座名 建設コンサルタンツ協同組合 理事長 堀 尚義

契約内容の決め方

(1) 対象となる業務を次のいずれかご選択いただきます。

土木設計業務 または **土木設計業務+地質調査業務** または **土木設計業務+測量業務** または **土木設計業務+地質調査業務+測量業務**

(2) 保険金額（てん補限度額）と免責金額（自己負担額）をお決めいただきます。

①保険金額（てん補限度額）

保険金額とは保険期間 1年間を通じてお支払いする保険金の限度額で、請求回数にかかわらず、1年間における支払い保険金は保険金額が上限となります。（建設コンサルタント業務追加条項第7条2項）

また、保険金額は最低 1,000 万円とし、最高 10 億円まで 1,000 万円単位に設定することができます。なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または 3 億円のいずれか低い金額をもって限度とします（ただし、地質調査業務に売上高を加算した場合）。

②免責金額（自己負担額）

免責金額とは 1 事故ごとの加入者の自己負担額で、金額が高額になるほど保険料は安くなります。

③保険金額と免責金額の組み合わせパターンの例

組み合わせパターンを選択する場合には、以下を参考にしてください。

保険金額（ ）内は土壌汚染業務※の保険金額	免責金額（自己負担額）		
	0 円	50 万円	100 万円
年間支払限度額			
5 億円 (3 億円)	JZ タイプ	JO タイプ	J1 タイプ
3 億円 (3 億円)	KZ タイプ	KO タイプ	K1 タイプ
1 億円 (1 億円)	LZ タイプ	LO タイプ	L1 タイプ
5,000 万円 (5,000 万円)	MZ タイプ	MO タイプ	M1 タイプ
3,000 万円 (3,000 万円)	NZ タイプ	NO タイプ	N1 タイプ

※上記表中「土壌汚染業務」とは「土壌、地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」。

パターンによる加入の場合

タイプ

自由設計プランの場合

保険金額	百万円
免責金額	万円

保険料の算出方法

保険料の算出は、同封の「保険料計算シート」をお使いください。

(1) 国土交通省に提出した直近の現況報告書に基づき売上高（消費税相当額を含めます。）を申告していただきます。（売上高は 10 万円位を四捨五入して、百万円単位とします。）

①「土木設計業務のみ」ご加入の場合

• 建設コンサルタントの全売上を申告願います。

百万円

前ページの全売上のうち、地質部門、土質及び基礎部門を除いて、設計業務に関する売上高を申告いただきます。

* 設計業務とは予備設計・概略設計・詳細設計をいい、各種調査業務及び単独の照査業務は除きます。
ただし、業務委託契約書のタイトルが調査業務になっていても、業務の実態が設計業務の場合、
また、設計業務に含んで発注されている場合は各々土木設計業務に含めますのでご注意ください。

②「地質調査業務を含めて」ご加入する場合

土木設計業務の部分は、上記①に従いご記入願います。

百万円

- 地質調査業務の売上を申告してください。国土交通省に提出した直近の地質調査業務現況報告書の売上高を基本に、建設コンサルタントの地質部門、土質及び基礎部門の売上高を加算して申告していただきます。 なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務がある場合には、売上高に加算していただきます。

土木設計業務（①）と地質調査業務（②）の売上高を合計してください。（①+②）

百万円

③「測量業務を含めて」ご加入する場合

土木設計業務および地質調査業務の部分は、上記①および②に従いご記入願います。

百万円

- 単独で受託した測量業務の売上を申告してください。国土交通省に提出した直近の測量業務現況報告書の売上高を基本に、建設コンサルトの測量部門の売上高を申告していただきます。

(2) 売上高を修正売上高に直します。

下記「修正売上高の計算式」により 9～10 ページの【例 1】・【例 2】・【例 3】のとおり算出します。

百万円

地質調査業務も含めてご加入の場合は、合計した売上高を修正しますので、それぞれの業務について個別に加入するよりも保険料は安くなります。測量単体業務については、個別で修正売上高を計算いたします。

売上高の範囲		修正売上高の計算式（百万円単位）		
	1,000 万円以下	1. 00 α		
1,000 万円超	2,500 万円以下	0. 65 α	+	3. 50
2,500 万円超	1 億円以下	0. 42 α	+	9. 25
1 億円超	2 億円以下	0. 38 α	+	13. 25
【例 3】2 億円超	5 億円以下	0. 25 α	+	39. 25
【例 1】5 億円超	10 億円以下	0. 15 α	+	89. 25
【例 2】10 億円超	30 億円以下	0. 09 α	+	149. 25
30 億円超	80 億円以下	0. 045 α	+	284. 25
80 億円超	200 億円以下	0. 021 α	+	476. 25
200 億円超	500 億円以下	0. 014 α	+	616. 25
500 億円超		0. 0065 α	+	991. 25

※ α は土木設計業務の売上高とし、地質調査業務を含めて加入する場合には、合計売上高とします。売上高 (α) は 10 万円単位を四捨五入して百万円単位で計算します。測量単体業務については、個別で修正売上高を計算いたします。

【例 1】土木設計業務の年間売上高が 99,960 万円の場合

10 万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、10 億円となり、売上高の範囲が 5～10 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.15 \times 1,000 (\text{百万円}) + 89.25$$

$$= 239.25 \div 239 (\text{百万円}) \text{ となります (10 万円単位四捨五入)}。$$

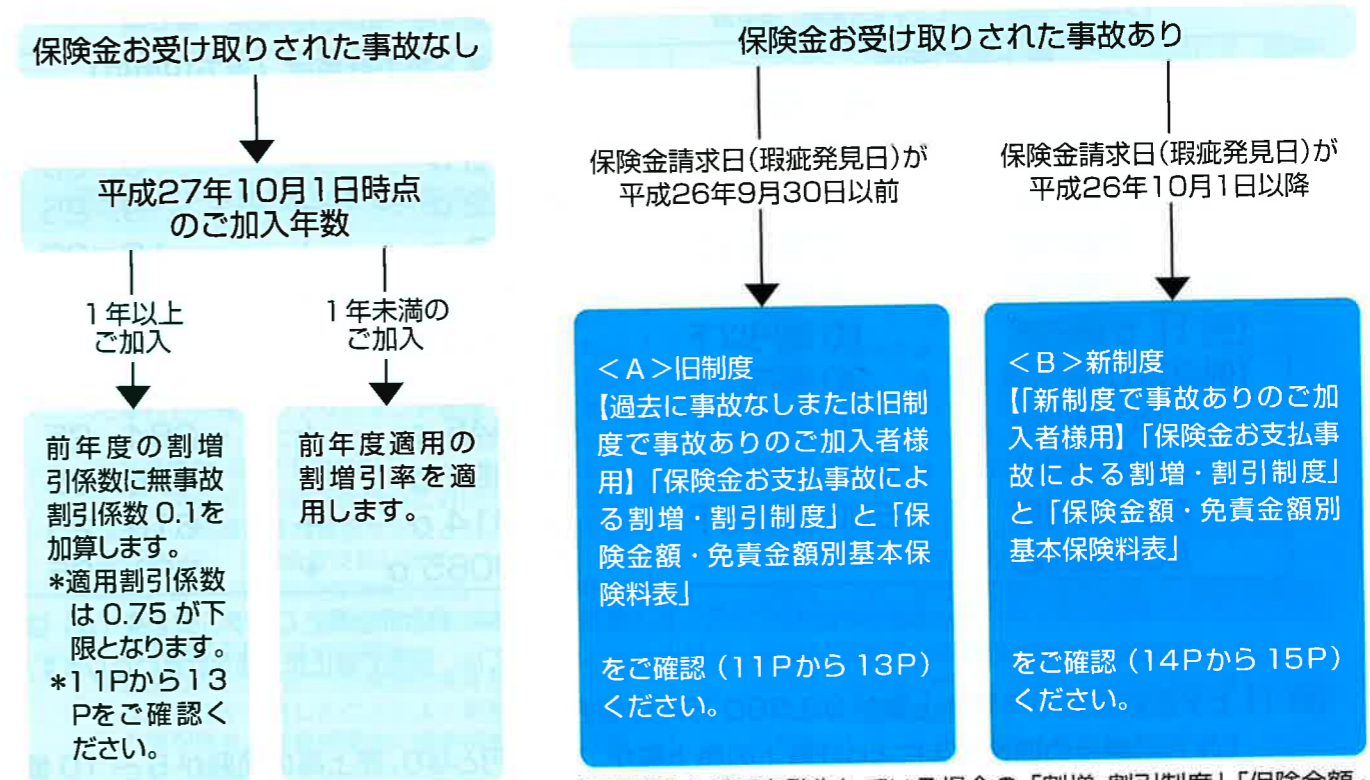
【例 2】 土木設計業務の年間売上高が 150,020 万円、地質調査業務の年間売上高が 30,020 万円の場合、合計売上高 180,040 万円は 10 万円単位を四捨五入して計算売上高 18 億円となり、売上高の範囲が 10 ～ 30 億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 $0.09 \times 1,800$ (百万円) + 149.25
 $= 311.25 \div 311$ (百万円) となります (10 万円単位四捨五入)。

※測量単体業務の修正売上高計算例

【例 3】 測量単体業務の年間売上高が 30,010 万円の場合、10 万円単位を四捨五入して計算売上高 3 億円となり、売上高の範囲が 2 ～ 5 億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 0.25×300 (百万円) + 39.25
 $= 114.25 \div 114$ (百万円) となります (10 万円単位四捨五入)。

申告金額が実体と異なり低い場合、事故の際に保険金が削減されることがありますので、ご注意願います。
***なお、事故発生時には、契約申込時に使用した「現況報告書 (写)」の提出をお願いすることがあります。**

◎ <重要>
保険のご利用状況ごとのフローチャート



「A」「B」が両方発生している場合の「割増・割引制度」「保険金額・免責金額別基本保険料」など保険料算出方法につきましては、取扱代理店アールアンドティセキュリティまでお問い合わせください。